

## セーフティネット保証2号の認定を受けられる方 (取引先企業のリストラ等の事業活動の制限)

### 【セーフティネット保証2号】

生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により、売上等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

### 【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次のいずれかに該当する方。

(イ) 事業活動の制限を行っている指定事業者と直接取引を行っており、当該指定事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の最近1か月間の売上高等(注1)が前年同月比マイナス20%以上(注2)であり、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(注2)見込まれること。 [2-イ](#)

(ロ) 事業活動の制限を行っている指定事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の1か月間の売上高等(注1)が前年同月比マイナス20%以上(注2)であり、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(注2)見込まれること。 [2-ロ](#)

(ハ) 当該事業者の近隣に事業所を有しており、当該事業活動の制限を受けた後の1か月間の売上高等(注1)が前年同月比マイナス20%以上(注2)であり、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(注2)見込まれること。 [2-ハ](#)

(注1) 売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高または受注残高)をいう。

(注2) 現在、減少率はマイナス10%以上に緩和中です。

### 【必要書類】

- ① 認定書 1部(テクノプラザかつしか 経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書 2期分
- ④ 商取引を証明するもの(売掛帳や納品書等)
- ⑤ 取引依存度算出及び売上減少がわかるもの(売上帳等)

### 【認定の面接予約】

認定を受けるには、経営相談室の面接が必要となります(事前予約制)。

場所: 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか産業経済課経営支援係

【予約・お問い合わせ先】 葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係 電話: 03-3838-5556

平日の午前8時30分~午後5時まで

様式第2-イ

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛飾区長あて

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

(指定事業者名)

私は、\_\_\_\_\_が、 年 月 日から\_\_\_\_\_ (注1)を行っていることにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等(注2)の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いします。

(注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(注2)売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高)をいう。

記

1. \_\_\_\_\_に対する取引依存度 \_\_\_\_\_ % (A/B)

A : 年 月 日から 年 月 日までの \_\_\_\_\_ に対する取引額等

円

B : 上記期間中の全取引額等

円

2. 売上高等

(イ)最近1か月の売上高等  $\frac{D - C}{D} \times 100$  減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

C : 事業活動の制限を受けた後、最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年1か月の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

$\frac{(D+F) - (C+E)}{D+F} \times 100$

E : Cの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円

F : Eの期間に対応する前年2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認 定 第 \_\_\_\_\_ 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青木 克徳

(本認定書の有効期間 : 年 月 日から 年 月 日まで)

様式第2-口

中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛飾区長あて

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

(指定事業者名)

私は、\_\_\_\_\_が、 年 月 日から\_\_\_\_\_ (注1)を行っていることにより、下記のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等(注2)の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(注2)売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高)をいう。

記

1. \_\_\_\_\_に対する取引依存度 \_\_\_\_\_ % (A/B)

A : 年 月 日から 年 月 日までの \_\_\_\_\_ に対する取引額等 \_\_\_\_\_ 円

B : 上記期間中の全取引額等 \_\_\_\_\_ 円

2. 売上高等

(イ)最近1か月の売上高等  $\frac{D - C}{D} \times 100$  減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

C : 事業活動の制限を受けた後、最近1か月の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年1か月の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等  $\frac{(D+F) - (C+E)}{D+F} \times 100$  減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

E : Cの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円

F : Eの期間に対応する前年2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青木 克徳

(本認定書の有効期間 : 年 月 日から 年 月 日まで)

様式第2-ハ

中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛飾区長 へ

(申請者)

住所

名称

代表者氏名

(指定事業者名)

私は、\_\_\_\_\_が、 年 月 日から\_\_\_\_\_ (注1)を行っていることにより、下記のとおり売上高等(注2)の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(注1) 経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(注2) 売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高文は受注残高)をいう。

記

1. 事業開始年月日

\_\_\_\_\_年 月 日

2. 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等  $\frac{B - A}{B} \times 100$  減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

A : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等(注3) \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定第 号

年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青木 克徳

(本認定書の有効期間 : 年 月 日から 年 月 日まで)